

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 9 国名：スーダン 担当：地球環境部
案件名：ハルツーム州衛生環境改善のための廃棄物管理能力向上計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年2月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における廃棄物管理に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月10日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：5月下旬～6月上旬

5 業務の目的

スーダン国の首都ハルツームが位置するハルツーム州は、面積約2万km²約600万人の人口を有し、1日あたり州全体で約4000トンの都市廃棄物が発生している。同州は、連邦環境・森林・都市開発省の指導のもと、ハルツーム州環境評議会清掃管理局が各郡に清掃事務所を設置し、当該事務所が当当地域での廃棄物収集・運搬業務を担っている。なお、収集された廃棄物は、州内にある3箇所の廃棄物運搬中継所を通じ、3箇所の最終処分埋立地において埋め立て処分がなされている。

しかし、ハルツーム州の財政状況は厳しく、また国からの補助金等の支援が少ないこともあり、収集・運搬業務において必要な機材の購入及び更新がなされず、不十分かつ古い機材での収集運搬業務となっている。そのため、計画上未回収地域が存在し、また計画があっても計画通りの収集活動がなされず、総廃棄量に対する収集率は63%程度（日量約2700トン）に留まっており、廃棄物が市中に滞留しているほか、特に未回収地域が多い低所得者居住区を中心に衛生環境が悪化している。

また、同州は広大な処分場（約1000ha）を有し、24時間体制の廃棄物搬入受入体制を敷き、最終処分を進めているが、処分場管理に必要な埋立地用重機の不足により覆土処理等がなされず、処分場周辺地域の衛生環境面の悪影響が懸念されている状況である。

以上の背景のもと、スーダン国は無償資金協力「ハルツーム州衛生環境改善のための廃棄物管理能力向上計画」を我が国に要請した（要請内容の概要としては、ゴミ収集車、取り外し式コンテナ、ダンプカー、ブルドーザー、ホイールローダー、ワークショップの改築もしくは新規建設等）。

本調査においては、要請の背景・目的・内容を把握し、プロジェクトの必要性・効果・技術的経済的妥当性を検証する。また協力の成果を得るために必要な事業内容・規模につき概略設計を行い、概算事業費を積算するとともに、入札図書参考資料の作成を行う。

6 業務の範囲及び内容

ア 基礎情報収集・資料の分析及び調査計画の策定

イ インセプション・レポートの説明・協議

ウ スーダン国上位政策・計画の確認及び本協力との整合性確認

エ 本プロジェクトの枠組み、受け入れ・実施体制の確認、構築支援

オ 廃棄物管理（収集、運搬、処理）のサイト・現状

カ 既存の廃棄物処理機材の状況及び問題点

キ 要請コンポーネントの必要性・緊急性の確認及び優先付け

ク 過去の類似案件及び他ドナーの援助状況・計画の把握

ケ 関連資料収集及び留意事項の把握

コ 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の策定

サ 調達機材の選定

シ 調達事情調査（現地調達、現地コントラクター等）

ス 施設設計

- セ 運営維持管理体制調査
- ソ 調査結果に基づく設計及び事業費の積算
- タ 先方負担事項の実施に関する提言（公租公課の免税手続き等）
- チ 協力の直接・間接効果に係る評価方法の検討
- ツ 国内解析・事業費積算・準備調査概要書等必要書類の作成
- テ 準備調査概要書の相手国政府関係者への説明・協議

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2013年6月中旬)
- (2) インセプション・レポート (2013年6月中旬)
- (3) 現地調査結果概要 (2013年9月下旬)
- (4) 協力準備調査報告書（案） (2014年1月下旬)
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書
（コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む） (2014年1月下旬)
- (6) 機材仕様書 (2014年2月上旬)
- (7) 概要資料（案） (2014年2月上旬)
- (8) 協力準備調査報告書 (2014年2月上旬)
- (9) 入札図書作成参考資料 (2014年2月上旬)
- (10) デジタル画像集 (2014年2月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/廃棄物管理計画/環境社会配慮 (評価対象予定者)
- (2) 廃棄物機材計画1 (評価対象予定者)
- (3) 廃棄物機材計画2/GHG削減見積もり
- (4) 施設設計/自然条件調査 (評価対象予定者)
- (5) 調達計画/積算

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 2010年度から2012年度にかけて個別専門家派遣（環境管理）実施済み
- (3) 本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。